

高松空港国際線旅客取扱施設利用料等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松空港株式会社（以下「会社」という。）が提供する高松空港（以下「空港」という。）の旅客ターミナルビル内国際線旅客公衆ゾーンの諸施設及び旅客案内情報施設（以下「旅客取扱施設」という。）の使用並びに国際線の搭乗旅客、機内持ち込み手荷物及び受託手荷物に関する検査施設等による検査並びに旅客ターミナルビル内の保安維持（以下「旅客保安サービス」という。）に関し、その料金及び料金収受に関して定めるものです。

(利用料等)

第2条 空港の旅客取扱施設を使用して出発される国際線旅客には、航空券が発券される際に、旅客取扱施設利用料及び旅客保安サービス料（以下「利用料等」という。）を航空運送事業者又はその代理店（以下「航空運送事業者等」という。）に対し、お支払いいただきます。

2 前項の利用料等の額は、次に掲げるとおりとします。

(1) 旅客取扱施設利用料（消費税及び地方消費税を含む。）

出発旅客

大人1人あたり 540円

小人1人あたり 270円

(2) 旅客保安サービス料（消費税及び地方消費税を含む。）

出発旅客

大人・小人とも1人あたり 250円

上記料金の額の適用に際しては、大人用航空券を使用する国際線旅客を大人、小人用割引航空券を使用する国際線旅客を小人とします。なお、2才未満の国際線旅客に対しては料金は課されませんが、2才未満であっても大人用航空券を使用する国際線旅客は大人、小人用割引航空券を使用する国際線旅客は小人とみなします。

3 会社は、前2項の規定にかかわらず、次に定める出発旅客については、利用料等を免除いたします。

(1) 国公賓及び閣議等により国公賓に準じて取り扱うこととなった外国の賓客（以下「国公賓等」という。）

(2) 国公賓等の同行者で、代理通関又は機側通関を認められた旅客

(3) 旅客ターミナルビルに到着後、本邦への上陸の有無にかかわらず同一の航空券等を使用して、24時間以内に旅客ターミナルビルより出発する旅客であって、空港への立寄り直前地以外の地点に向けて出発する旅客。なお、到着から出発までの時間は、当

該旅客の搭乗する出発航空機に係る STD（国土交通大臣の認可等を受けた計画離陸時刻・日本標準時）から当該旅客の搭乗する到着航空機に係る STA（国土交通大臣の認可等を受けた計画到着時刻・日本標準時）を差し引いた時間により算定します。

- (4) 出入国管理及び難民認定法により上陸を拒否された旅客であって、その旨を証する入国審査官の発行する証明書が航空運送事業者から提出された旅客
- (5) 会社が、空港の管理上、入国審査場から本邦に上陸させた者であって、その旨を証する会社が発行する証明書を所持している旅客
- (6) 空港を離陸後、やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなしに空港に着陸した航空機の旅客
- (7) 機体若しくは機器等の故障、航空機の強取等の処罰に関する法律による航空機の強取等、急病患者の発生、又は航空機に爆発物を置く等航空機の安全運航を損なうおそれのある行為の発生により空港に不時着した航空機の旅客
- (8) 本来の目的地である飛行場及びその周辺の天候等の事情により、当該飛行場に着陸できないため空港に暫定的に着陸した航空機の旅客
- (9) 航空交通管制その他行政上の必要から空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (10) 機体若しくは機器等の故障、急病患者の発生、ハイジャック、空港の悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から空港の出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち、利用料等を既に支払った旅客
- (11) 前各号のほか、会社が特に認めた旅客

（供用の休止）

第3条 会社は、次の各号に掲げる場合は、旅客取扱施設又は旅客保安サービス（以下「施設等」という。）の一部の供用を休止することがあります。なお、この場合にあっては利用料等の払い戻しは行いません。

- (1) 施設等が破損又は故障したとき。
- (2) 施設等に修理その他の工事を施すとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、施設等の管理上特に必要があるとき。

（払い戻し）

第4条 利用料等の支払い後の払い戻しについては、旅客が空港からの出発を取りやめたとき、又は会社が必要と認めた場合に限り、旅客に対し、旅客が第2条第1項に規定する利用料等をお支払いいただいた航空運送事業者等から払い戻しを行います。なお、利用料等の払い戻し方法等については、航空運送事業者等の定めるところによります。

（航空運送事業者等の義務）

第5条 航空運送事業者等は、航空機ごとの出発旅客数報告書その他利用料等の算定に必要

となる書類を会社の指定する期日までに会社に提出していただきます。

- 2 会社は、前項の報告に基づき利用料等の額を計算し、月初から月末までの1箇月分を単位としてとりまとめ、航空運送事業者等に利用料等の額を請求いたします。
- 3 航空運送事業者等には、出発旅客から受領した利用料等の額を前項の請求により、会社が指定する期限までにお支払いいただきます。
- 4 航空運送事業者等が、航空券を発券せずに出発旅客を搭乗させる場合又は航空券面に利用料等支払い済みの表示のない航空券により出発旅客を搭乗させる場合（ただし、第2条第3項に該当する場合を除く。）は、航空運送事業者等の責任において搭乗手続時に当該旅客に請求していただきます。

（使用の停止等）

第6条 会社は、出発旅客が利用料等を支払わなかったときは、施設等の使用の停止その他の必要な措置をとることがあります。

（事務手続き等）

第7条 会社と航空運送事業者等間における利用料等の収受に関する事務手続きその他条件は別途両者間での取り決めによることとします。

（航空運送事業者等以外）

第8条 航空運送事業者等以外の者が、施設等を利用し、運航する航空機で出国する場合には、第2条及び第3条を準用し、会社に利用料等をお支払いいただきます。

（規程の適用）

第9条 この規程の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、この規程の定めのない事項については、日本法を適用します。

- 2 この規程に関する争いについては、高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

（規程の変更）

第10条 会社は、この規程を変更するときは、その効力発生日を定め、当該変更を行う旨及び当該変更の内容並びに当該変更の効力発生日を会社のウェブサイトで周知します。なお、当該効力発生日の前日までに第2条第1項に基づく支払がなされた航空券については、当該変更前のこの規程を適用します。

附 則

- 1 この規程は 2024 年 3 月 31 日から施行します。ただし、搭乗日が 2024 年 3 月 31 日以降であっても、同年 3 月 30 日までに航空券の発券を受けている国際線旅客には適用されません。